

○総務省告示第三百七号

電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）第二十六条第一項の規定に基づき、周波数割当計画（令和二年総務省告示第四百十一号）の一部を次のように変更する。

令和四年九月五日

総務大臣 寺田 稔

次の表により、変更前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する変更後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

変更後

変更前

第2 周波数割当表

[1～7 略]

[第1表～第3表 略]

[国内周波数分配の脚注 略]

[別表1—1～8—10 略]

別表9—1 テレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用特定小電力無線局の周波数

表

【略】	【略】	【略】
915.9-928.1MHz 帯の周波数の電波を使用する無線設備	一の単位 チャネルを使用するもの	916MHz以上928MHz以下の周波数であって、916MHz及び916MHzに200kHzの自然数倍を加えたもの
	連続する二以上五以下の単位チャネルを同時に使用するもの	915.9MHzに100kHzのn倍を加えたもの以上928.1MHzから100kHzのn倍を減じたもの以下の周波数であって、915.9MHzに100kHzのn倍を加えたもの及びこれに200kHzの自然数倍を加えたもの (注)
	連続する六以上二〇以下の単位チャネルを同時に使用するもの	920.5MHzに100kHzのn倍を加えたもの以上928.1MHzから100kHzのn倍を減じたもの以下の周波数であって、920.5MHzに100kHzのn倍を加えたもの及びこれに200kHzの自然数倍を加えたもの (注)

第2 周波数割当表

[1～7 同左]

[第1表～第3表 同左]

[国内周波数分配の脚注 同左]

[別表1—1～8—10 同左]

別表9—1 テレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用特定小電力無線局の周波数

表

【同左】	【同左】	【同左】
915.9-928.1MHz 帯の周波数の電波を使用する無線設備	一の単位 チャネルを使用するもの	916MHz以上928MHz以下の周波数であって、916MHz及び916MHzに200kHzの自然数倍を加えたもの
	連続する二の単位 チャネルを同時に使用するもの	916.1MHz以上927.9MHz以下の周波数であって、916.1MHz及び916.1MHzに200kHzの自然数倍を加えたもの
	連続する三の単位 チャネルを同時に使用するもの	916.2MHz以上927.8MHz以下の周波数であって、916.2MHz及び916.2MHzに200kHzの自然数倍を加えたもの
	連続する四の単位	916.3MHz以上927.7MHz以下の周波数であって、916.3MHz及び916.3MHzに200kHzの自然数倍を加えたもの

928. 1- 929. 7MHz	一の単位 チャネル を使用す るもの	928. 15MHz以上929. 65MHz以下の周波数であって、928. 15MHz及び 928. 15MHzに100kHzの自然数倍を加えたもの
使用する 無線設 備	連続する 二以上五 以下の単 位チャネ ルを同時 に使用す るもの	928. 1MHzに50kHzのn倍を加えたもの以上929. 7MHzから50kHzのn倍 倍を減じたもの以下の周波数であって、928. 1MHzに50kHzのn倍 を加えたもの及びこれに100kHzの自然数倍を加えたもの (注)

	チャネル を同時に 使用する もの	916. 4MHz以上927. 6MHz以下の周波数であって、916. 4MHz及び 五の単位 916. 4MHzに200kHzの自然数倍を加えたもの チャネル を同時に 使用する もの
928. 1- 929. 7MHz	一の単位 チャネル を使用す るもの	928. 15MHz以上929. 65MHz以下の周波数であって、928. 15MHz及び 928. 15MHzに100kHzの自然数倍を加えたもの
使用する 無線設 備	連続する 二の単位 チャネル を同時に 使用する もの	928. 2MHz以上929. 6MHz以下の周波数であって、928. 2MHz及び 928. 2MHzに100kHzの自然数倍を加えたもの
	連続する 三の単位 チャネル を同時に 使用する もの	928. 25MHz以上929. 55MHz以下の周波数であって、928. 25MHz及び 928. 25MHzに100kHzの自然数倍を加えたもの
	連続する 四の単位 チャネル を同時に 使用する もの	928. 3MHz以上929. 5MHz以下の周波数であって、928. 3MHz及び 928. 3MHzに100kHzの自然数倍を加えたもの

[略]	[略]	[略]
-----	-----	-----

注 nは、一の無線チャネルとして同時に使用する単位チャネルの数

[別表 9-2~11-3 略]

[国際周波数分配の脚注 略]

[同左]	[同左]	[同左]
使用するもの	928.35MHz以上929.45MHz以下の周波数であって、928.35MHz及び五の単位928.35MHzに100kHzの自然数倍を加えたもの	
連続する五の単位		
チャネルを同時に使用するもの		
[同左]	[同左]	[同左]

[新設]

[別表 9-2~11-3 同左]

[国際周波数分配の脚注 同左]

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。